

學修

小學品行論上

215

260
5
193

館 函 架 號	大日本教育會館		東 斤
	第四室		
	二册	五架	
	號	函	

K110.1
95

B I
80



吉田利行編輯

修身論
小學品行論

福岡書肆
吉田利行

小學品行論

緒言



世に勸善を説き修身を論ずる者其書多し一不
らば雖も其記載は所の言論事實或ハ高
尚し過す戒ハ卓異し涉り初學の遽ニ致及まへ
る者多し我筑前福岡書肆鴻文堂主人余
ニ請ひ一書を編輯し専ら日用常行上ニ就き其
着實切近あるものを選び世の兒童をく容易
く其意を領會し且つ其事を踐履し易くしめ
んと欲も其意好くせらるる者何れ故ニ寡陋

自ら量らば遂に此編を纂述を若其標題及び書中の體製の如きを余別に考ふる所なきはあらば雖ども其世の爲めは是より急あるを以て姑く其請ふ所に従ふのみ

本編引据たる所ハ四書五經小學西洋品行論同立志編勸善訓蒙勸懲雜話脩身論等を以て根據とし其他本邦及び外國の嘉言善行を附し間々亦雜ゆるも已々意を以て是と雖ども其原づく所を一々先輩の定論に照準を敢て杜撰して以て後進を誤らしめんと

編中述ふる所の外内ハ則父母たる者の務めあり夫婦の交りあり而して中篇以下の事ハ其品題とをばき者萬善百行一より足らば且つ一事の上は就きて亦精密の工夫あり透徹の理會あり外ハ則官に對し國に對し天下後世に關すべき遠大の事業等唯は萬數のみにあはば然れども遠きは行くを必を通きよりし高きは登るハ必を昇きよりするの法語を基づき今先づ其昇き者通き者を示して而後將に其高き者遠き者及はんことを是れ此編の全旨あり

明治十三年六月

編者識

小學品行論目次

上篇

総論

第一章 父母に對する務

西人アンドレーの話

第二章 兄弟姉妹の務

毛利元就の話

山田彌吉の話

第三章 長老に對する務

唐張公藝の話

第四章 僕婢の對する務

石垣甚兵衛の僕八介の話

第五章 師傅の對する務

後漢の魏昭の話

第六章 朋友の務

西人ダモン及び或る一人の話

中篇

第七章 立志

尾張國嘉助三吉の話

第八章 良心

後漢揚震の話
西國一童子の話

第九章 習慣

孟母三遷の話

第十章 勉強

英國ウエストの話

同 ガーランの話

第十一章 光陰

諭言二則

第十二章 節儉

宋陸拔山制用法概畧

第十三章 仁愛

酒井伊三郎の話

第十四章 謙讓

貝原益軒の話

第十五章 信實

宋劉忠定公の話

下篇

第十六章 背約を戒む

西國某氏の話

第十七章 虚誕を戒む

孟子の母

第十八章 讒諂を戒む

小鳩録四郎の話

第十九章 暴怒を戒む

漢の張良の話

第二十章 争鬭を戒む

フレデリックの話

第二十一章 貪欲を戒む

司城子罕の話

第廿二章 自主獨立

聾啞大藤友吉の話

第廿三章 國に對する務

ジョン・ラッセルの論言

第廿四章 愛國心

太田房次郎の話

第廿五章 品行の效驗

第廿六章 品行の感化

第廿七章 品行の勢力

小學品行論上篇

秋月後學

吉田利行 編述

総論

品行ハ人の人たるべきの道行きなり人として此道より由らざるべきハ假令其身は四肢五官ハ具してても世に謂ふ頑愚なる一物となり到底人間一人前の權利幸福を全うし得へざらん品行を斯く貴ふべきものなれを人の人たるんと欲する者を豈一秒時間もこれを忽ち去へんや

品行ハ斯ク貴ふへきものなる故先づ第一其
形状をいふなるものゝを尋ぬるはさして奇異
あるものもあはれ又為し難きことも何れ
を特ニ其日用の間は於て當然の行為を擇ひ善
は従ひ惡を去るニつあるのゝ西洋の學士「ア
ホット」といふ人の其友「サツクウイル」を
稱するは其大臣とありて功業ありしことを以
て以單は其平常のこととす就き善良の行實ある
を述へたるハ實は着實深切の見解と謂ふべき
あり

其言は曰く君の爲る所の事は於て幾多の奇
異あることありしや蓋しあはれきし其妻
を親愛する誰より君より甚しき者何らんや其
子を愛すること誰より君より甚しき者何らん
や其朋友と交誼の堅き誰より君より勝れる者あ
らんや其言語の信實あること誰より君より勝
らんやと

されば初學者の品行と云ふハ唯其日用常行の
間は就き温厚誠實の心を以て善良なる事柄を
擇び行ふべきにして其大概を言ふ朝夙く起

さて其家族に接し學校に昇りて師に對し友に
交り讀書美術習字等を勉強し歸りて其他の事
物に應し以て夜に入り眠りし就くまを其為を
齊と言ふ所を慎む所謂善惡の二つを取舎を
るに外なきは古への中庸と云ふ書に庸徳を
れ行ひ庸言これ慎むとありハこの事なり日本
もても支那もても西洋もても何處もても此の
道に異同ハなきことあり
右に述ふる所ハ人間一日間の道行きあり而し
て一日の道行きハ其一生を渉るへき里程の内

ちれえ假そめもも輕々しく着歩そへうとに若
しそれ然りとて今日一步を誤まれを今日夫
の損とあり明日一事を誤まれを明日夫の損と
あり其損をるをのハ再ひおれを償ふへうとに
損の上は損を重ねて終ひを一生の道行きを誤
まり邪蹊曲路に踏込きたらんは復し世に出
づるをべを何ぞ為らんとに

四肢五官を完具して此世に生れ出たるは豈人
たり者の幸福ありを由ふの人たるの道を盡し
て其幸福を全うせんも自から我身を不具し

て其權利を失はんも其道行きの里程と云ふハ
まさしく今日に在ることおれを或ハ其父兄の
指導に従ひ或ハ其師友の教戒を守り或ハ古今
の人の言行に照し更に進んで自己の良心に基
づき擇んで詳ららばせざる處に在らん

先づ此編の始に於て人間の品行ハ大抵斯くの
如きをのたむを會得し粗其門戸を得たるとん
ハ更に進んで第一章以下の事ハ涉り其萬殊の
間ハ就き各當然の行為あるを考察し一々これ
を踐履せし是即ち他日に於て極大絶高の品

行を成就せしき基礎とて凡そ人の人たるへ
きの道行ハこれを捨てず他を求むへきもの
あり

第一章 父母に對する務

父母有りてこそ我身あれ父母を我を生きたる
人あり我を育てし人ありとありたる人あり
尚此後とも我為めハ幾多の劬勞を為さへき人
あり我々知らざる所を訓誨して我々益を興ふ
る人あり我々足らざる所を指令して我々務を
おさしむる人ありされば世の親愛あり恩徳あり

るもの誰々父母より甚きあはれや

故に其指令を守り其訓誨に従ひ其劬勞を報し其生育の恩徳を酬ゆべきをこれ子たる者の父母に對する義務なり我の品行を造り為る所以のものも亦これの中よりあり故に曰く孝ハ百行の本と

更に一步を進めて説けを我父ハ我を為め力を竭し思を焦し業を勵し職を勉め我を扶持成長して其身ハ為め衰老たるものあり我の母を我、為め其胎を貸し其乳を與へ其懐に着

け其膝に乘せ眠る時ハ側り傍ひ病む時ハ枕に臨みて幾多の憂勞辛苦を積む為め其身を憔悴するものありされど苟も人の子たる者ハ常にこの事を顧みて能く其意に順適し其心を慰安せし假りとも父母の憂勞を重ぬべき不良の行為あるへからず

西人「アンドレー」を幼くして父を喪ひ獨り母と暮せし一月心も思ふやう今方りて母の力とあはれ者ハ我より外にありかばはと是より勉めて其業を勵し賃銀を得る

時々喜び歸りて悉く母
 子供し他人の遊樂宴會
 等々赴く時おのれハ
 これを伴ハばひとり母
 の側を侍りて史傳中の
 故事かとを物語り其他
 種々の雑話をあつて母
 の心を慰め安んし又或
 時ハ母の左右に扶持隨
 行して村中あつて徘徊



散歩あつてけるを見る人深く感歎して「アン
 ドレー」を賞し孝順善良の兒ありと語り合
 ひ皆これを愛敬せざる者あまき至りしと
 此等の如き行狀を幼少の者たりとも其身に隨
 ひて倣ひ得へまことあれを苟も世の父あり母
 あらんものハ即ち今日此の心懸けあつて
 うらむ彼の支那の二十四孝の如きも熟て心
 籠め置きて摸範とせまきと勿論なれとも其事
 實を考ふるは大方ハ倫理の變處をもの
 として其家の極貧あつて若くハ其身の不幸か

るより現れ出たる堅忍苦節のこと多く中より就きて其日用常行の心得とをへまハ纔々ハ黄香の枕を扇き陸績の橘を懐き叔敖の陰徳子路の米を負ふ等の外蓋し幾をくも阿ふするへしさを世の幼児を教ふる者々総して平生は為えへま事を差置き日用常行を離れたる一層高き所より誘掖せんと欲をるより幼児の心中はハ却て望洋の感を興へ孝行と云へる至極むつらしき事のやうと思ひあへ候せり平生の心懸けをも怠るは至るへしさりあう能くこの道理

を辨へおそ却て其事の平易あるを會得せん既しこれを會得せし此の孝行の二字を以て朝夕心は鑄り付けて我々身の上よいと羨まき品行を造るへし是即ち人の人たる道は入る第一初歩と謂ふへまあり

西洋品行論は曰人の生涯ハ家より始まり小童より成長して大人は進むあり故に家を開化の學校と

第二章 兄弟姉妹の務

古人ハ兄弟姉妹をもて同根より出たる枝幹は

喻へ或ハ同胞一體と云ひ左右の手の如しと言
 ひ又一指の其氣を連るぬる比らへたりその
 如く我々兄弟善行あれ即ち我々榮譽と云
 り我々姉妹醜事あれ即ち我れも汚辱を
 與へ痛痒互ひ相感をもものふれ我兄弟の
 憂苦をもことある時我の獨り樂しむこと
 ハ得ざるべく我々姉妹の悲哀をもことある時
 我の獨り喜ぶことあるべきなり
 我々兄弟ハ甚善良ある親友として殊に温和
 相愛をへまハ姉妹あり故にも其間於

て一時の過誤失策ありたりとも其關係の大
 るものよりさるよりハ互に相隠諱してこれ
 を表暴をへんが
 兄弟牆を闕けとも外其務りを禦ぐとハ能くも
 骨肉の至情を寫し出せる詩あり尤程に相倚り
 相助くへま同胞同氣なるやハ互に相和し相
 愛して所謂の闕牆の行ひあるべし兄を年
 長にして弟に優れる者ふれ能く弟を教訓し
 弟ハ兄に隨ひて常これに倚頼をへし姉妹ハ
 男子と剛柔の別ち何れとも其情合は異同ハあ

るんうゝを但其氣質の軟弱あるよりこの子激
 覺し易きをもて特其親愛を加ふべきこと
 昔し毛利元就の病んで
 死せんとする時其諸子
 を側へ呼び近つけ其子
 の數ほど弓の箭を取寄
 せこれを集めて一束と
 ちし諸子に命して折ら
 しむるは一人もこれを
 断つこと能は夫より



特一箭を抽き取り一々折らしむれを容
 易くこれを折断せり元就因て言を多くや
 兄弟ハ猶この箭の如し一和を成ハ互に相倚
 リ力とあるへく一つは離るれハ終はハ
 各自わづ敗れて何事もふるへくは汝等こ
 の理を心に銘し努々忘るることありれと
 右は類をる談話ハ支那でも西洋でも往々
 ありし事柄にて即ち和をれを勢力を生えとい
 ふ格言は相符せり

大阪嶋町邊は八百屋渡世の山田弥吉と云ふ

者ありりこれ二人
の男子ありて兄ハ行年
二十歳弟ハ十七歳の頃
かりとら兄弟の中睦し
く毎朝夙くより起き出
て青物類を仕入れつゝ
弟ハ得意先まゝ賣廻れ
ハ兄ハ家まゝ在りて店の
商ひを營み邪寒暑雨の
時ま至れハ兄ハ弟の勞



ま代りて行商をおさんと強ゆれとも弟曾て
諾ハを兄弟諸とも其心を一にして職業を勵
むし程ま纒々の間ま若干の潤利を得身代ゆ
たのみありまたりまののみ存るは平生父母
ま能く事へ且つ父を盲目ある故湯屋ふと
行く時ハ兄弟まて代る〜脊負ひ又暑き頃
まハ夕景ま至れを門先ま床机を置きて父を
涼ませ兄弟の者ガ尤右より團扇をもて搦ま
あとを其孝行を見聞る人何れも感歎あ
しけりと

而洋品行論曰善良ある家々極善の學校あり蓋し少年と老者との別あり善き家中に在りて忻愉快樂忍耐涵容を學び規矩を以て自ら其身を治むるを學び又精神を奮ひ職分を盡るを學ぶへしと

第三章 長老に對する務

天倫の内は父母兄弟を除く外祖父母あり伯叔父母ありてこれを血胤の最も近き者とて甥の伯叔父母は於けると孫の祖父母は於けると其両間を盡るべきの義務は子の父母は於け

るに比されし差々輕き如しと雖も祖父母の孫を愛するは子を愛するより親切あるをの往々これ有り伯叔父は父の兄弟にて古語に兄弟の子は猶も子の如しと云ひ時として父は代りて甥の照管をもあそくとあるものなれこれに順從し之れに敬事し其恩徳を報るべきに猶も子の父母は於けると如くをへし其他我より年長ある者や或は其祖先を同らせざる者もあつたり或は其一家を俱はせざる者もあつたり或は其親戚を伴ふ者もあつたりを総

て幼者の年長に對する務めハ其愛敬の心を盡し其意に逆ふる如きの行為あるべからず

支那の北平に張公藝といふ人あり其家九代亦續きいと睦まゝ同居せり故その時の朝廷より度々其門に旌表あり唐の麟徳年中に高宗皇帝泰山のまつりをあし路の次で其宅を行幸



ありて公藝を召させしれその斯く久しくお續きて家族を親む道を問はれしに公藝ハ紙筆を乞ひ頓て慈の字百餘を書き左右に進め参らせり其ころハ元來家の睦まゝいからせり至るハ尊長の衣食と或ハ均しからざる事あり卑幼の禮節等或ハ備はらざること何れより互ひに相責望して遂ひにハ争ひを引出さるゝハある故に之れを思ひてまゝな事ありとも唯相ともこれに思ひてまゝ行けハ一家を圓く治まるとの意ありと云ふ

さて又一家一門の人より止るは他人よりもあれ何
れもあれ我より少しも其年齒の長じたる人
々より皆敬礼を加ふへし古の教へは父の齒より
ハ隨行し兄の齒より鴈行をたとへし其の謂ひあり
況んや齒徳ともは長けたる耆宿の人より於てを
や假令其身ハ衰弱し其氣力ハ老耗したる人も
其經歷の功を積み實地の見解あることより少者
の及ふへきは何れをも故別けて尊重せざるべ
うに

我國もても支那もても古来より養老の礼と云

ふことあり現は天子の尊を降だして自から主
人の位より就き時の長老より酒肴を進められたる
事ハ歴史より往々記載あり又古昔埃及士巴爾達
羅馬等の國より於てハ最も老者を尊敬し其人の
來る時ハ衆人必を席を譲れり若し然らざるも
時ハ罪ありとて謹責せりと

西洋品行論より曰大人の威儀或ハ其才能技藝
を摹倣して己が品行を陶冶する人ハ古今の
史書より見ゆる者少くは武士あり大臣あり
辯士あり義士あり詩人あり工藝の人あり皆

自己より以前より生れより人の平生の言行より
由て或ハ熱心より之を慕ひ或ハ陰より之を感化
を受て自ら知らぬ何れも前輩の教育を被ら
ざる者ありと

第四章 僕婢より對する務

天を人の上より人を作らざる僕婢ハ其身卑賤あり
か如しと雖とも亦是れ社會の一人あり但其命
運の不幸より際し自わづ給するの便りなきか為
めより余儀あり人の下より屈し其身を以て我使役
より供し其勞力を以て我家事を助くるものあり

ハこれを家族の一部とも云ふへくして其情實
より愛憐をへきものありとせされを主長より
又これより報をとり恩惠を以てしこれを待つ
寛恕を以てせざるへうに

昔し陶淵明が一僕を其子より贈りし書中より此も
亦人の子あり善くおれより遇をへしと言ひ遣り
しハ實より仁者の一言あり我國の俳人加賀の千
代が

雪の朝彼れも人の子樽拾ひ

と咏せしも亦此意を演べたるものあり

僕婢父母の命を傳ふる時子弟これを奉承ま
し我家の使役まゝ所として猥に輕侮まゝ
以て試み思へ汝萬一不慮の禍患に罹りた
らんハ汝も忽ちこの僕婢とあるへまことを

駿府客舎石垣甚兵衛と云へる者の僕八介ハ
十一歳より右石垣の家より來り仕へし十五
よりありけり年主の家衰へて奴婢より皆暇を
取らせしより八介ひとり八年尚少しといへど
も主の貧困を見捨て他へ行へまありけり
て是より晝夜をいとを寒暑を避けし或は山

に入りて薪を採り或ハ
他より傭ひられて勞役をか
し唯錢を得るの多きを
喜びて曾て其身の辛苦
を厭はば斯くして其主
を扶持しけりさて一日
伊勢參詣の人より雇ひられ
其賃銀と路費を兼ね金
壹片を得たりしを其前
日より主より與へ已ハ一錢が



貯へられハ 晝を重荷を持ちて食事をあせ
 を夜ハ密に旅舎に語りひ價を出さば宿を
 借り人との餘飯を喰て過せしあぢ又類ひか
 まあとなれを其より上は聞こへあけ其賞と
 して錢五拾貫文を下し賜ハリ亦その誠を感
 せらるる餘り府尹ハ其子息を侍食せしめ懇
 子饗應ありしこと

あの如く古より僕婢、其主長若くハ幼者あとの
 の災厄に罹りし時之を扶持保存せし例世に多
 しすらも其主長たゞんものハ平生より心を添

へて愛憐し置くへき事ありしを

西國立志編に曰上官とありてハ其下僚を待
 たり所以を觀て其人品を知りて是れ東主即
 ち人を用ゐる人とありてハ其使役を人をも
 待たり所以を觀て其人品を知らるる蓋し
 何の地位を論せし其自己より柔弱ある人
 向ひ施し行ふ所以の者盡く皆小心謹慎し
 て粗忽あるに寛弘の量あり慈愛の情あるを
 こそ君子の品行と云ふへられ

第五章 師傅と對する務

師傅ハ弟ニの父母トシテ其所生の父母ヲ代リ
我を教誨指導シテ人の人たる人とあり我ニ畢
生の資益をありて人あれも其恩實ニ所生ト等
し故ニ古一へ支那トシテハ師の爲メニ喪を服ス
ること其父母の喪ニ異あらずトシテハ其門ト入
り其業を受け以て其身を立てんとシテ者假リ
トモ其愛敬順從の心と其恩徳ト報を義を忘
るへうと云

我ニ通明あり智識を與へ我ニ活潑ある精神を
附與し我ニ善良あり徳性を授くるハ皆其師傅

の賜あり故ニ子弟の其教場ト昇らん者を其業
と云ふ所のものを心を専らトシテ學習せんま
ハ勿論のトトシテ又兼て其師の言語儀容動作姿
態等ト心を着け其善美ある風範を模擬せんハ
亦我ニ品行を改良せんとの學習あり古の書ト儀
表ハ人の眼目ト與ふる講説ありトハ此の事ハ
り

師徳の及ぶ所ハ此の如くそれ廣遠あるを以て
西人ハ之ト對して務を述へ師ハ謝金を呈する
のを以て既ニ其恩ト報ひたりと思ふへうと

を蓋し謝金ハ唯師の時間を費やしたるヲ報ゆ
 るのこトヤ一我畢生間の資益と云へまき學業を
 教へ我智識を弘めたる大恩ハ尙未だ報ひざる
 あり古昔師傅ハ謝金を呈するのこを以て金
 其恩ハ報ひたりと思へる子弟ハこれを忘恩者
 ありとて賤めたりと言へり

後漢の魏昭幼年の時郭泰の許ハ至り世ハ經
 學ハ通せざる博識の先生ハ多けれども其人物
 を師と云へず先生を實ハ遇ひ難し因て今よ
 り先生の尤右ハ在て供給洒掃の務を執り弟

子の列ハ加さるたしと
 請ひらるる郭泰之を諾
 ひて常ハ其傍ニ仕ひし
 或る時泰病ひ臥し
 昭ハ命じて粥を作らし
 め一ト預て粥成り之を
 進むる時泰を大ニ憤り
 長者の爲め粥を作り
 心の敬を加へざる故其
 粥ハ喫まざる下らぬ不



加減のそのありと罵りて其器を地に擲ちけ
る。昭ハ臆たる氣色かく再び粥を作りつゝ
重ねてこれを進むる。復た前の如く。叱り
付けられ是の如く。あること。前後三回。及び
。昭の姿容曾て變をること。かく益々敬礼
を加へる。より郭泰乃ち色を和け嘆賞して云
ひ。ゆるや。吾日々。其方の面を見。今日
始て其方の心まで見届けたり。是より遂に
。昭を遇する。一層の叮嚀を盡せ。と
右に述ぶる所ハ全く其人の心中を試むたる一

時の權術にて斯る事ハ學舎教場等。於て常々
あり。へまこと。も覺へ。けり。あ。魏昭が其
師を尊敬せし心を假令如何ある場合。於ける
。子弟の模範とあせ。へまこと。能く。留
意せざる。へ。た

西洋品行論。曰人この世に生れ年を経る。に
從ひ家裡に於て受る所の教養ハ。やむ時來る
へ。家裡の教養已む時ハ。礼に繼ぐ。このハ
學校の教育及ひ朋友夥伴の相觀感を。ある
と。故に以上述ぶる所先づ父母兄弟より起

りて内外の長老に對する務めは及ぼし而して後師傳に至り之に次くは朋友を以て是此編の六首あり初學者能く此意を體してその時と場所とに應し自から其身の資益を求めざるを要すへ

第六章 朋友に對する務

嚶々たる鳴鳥も猶友を求めざる聲あり矧んや人とて友生を求めざるやとハ周詩の意あり二人心を同しむれば其利きこと金を断つとハ姫易の語あり獨り學んで友を分けぬハ孤陋なり

て寡聞ありとハ礼記の言あり而して曾子ハ仁を輔くと言ひ孟子ハ善を責ると言ひ泰西人の諺にハ朋友ハ第二の我なりと云へり是は由りて之を見れば世に朋友ほと頼ましく且つ資益あるものハ何れもさうへ故に支那にてハ古よりこれを五倫の一つに加へ益其交誼を厚くせり我國にても亦其義を取り現に三條の揭示に記載あるハ路人も必ちこれを知らんさて其相交る際に於てハ信愛實義を盡すを以て第一の務とを我れより人を愛しあむ人亦汝

を愛をへし我れより人を扶けおハ人亦汝を扶
くへし學校に在らんとも何れの場所も在らん
ともこの良朋好友ありて俱に其悲歡を與せ
え汝の心も於て如何ものりやは頼とあらん
然るともこの良朋好友ある者ハこれ求めんと
さへをれハ郷黨隣里皆其人あり其人よりて人
少なり肩を拍ち袂を執りて互に相歡押さるハ
眞の友もハあらしむるなり故に古人ハ友とハ其
人を友とをるよしあらしむる其徳を友とをるとハ云へ
りされハ面交の友ハ得易くして真心相與とを

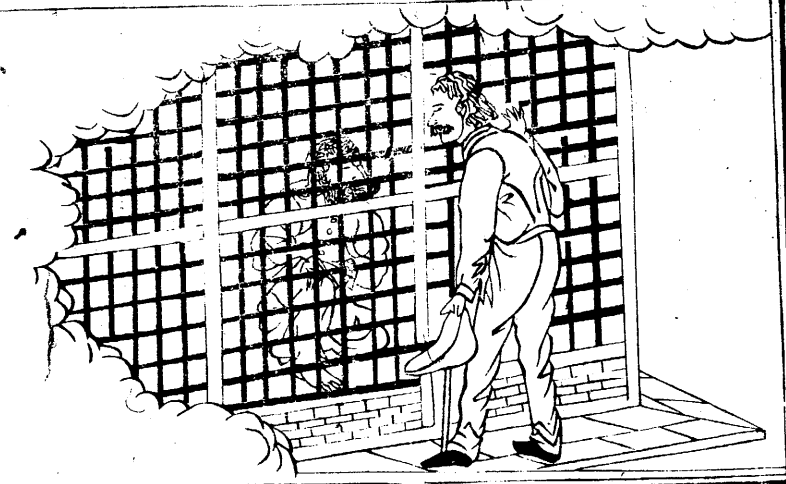
るの友ハ輒し得へしは苟く之を得たるんも
ハ信愛以て相結ひ實義以て相契り仮そのもの
他を欺き亦自かしく偽らざる等の所業あるべし

然るも古ハ唯斯く朋友交誼の深うしむるを教
へし近世に至てハ更し其教を改め獨り朋友
のよし何れも亦衆人を愛敬し人を愛をること
猶已を愛をるもの如くはへしとの善教を設けた
りと泰西人ハ説きたるもの支那の孔子ハ既し三
千年前も於て汎く衆人を愛して仁を親むと云

世に貸賤を得んる為め、拮据經營を多
 かる人も其良友を得んと欲して、苦思勉勵を
 人ハ少あらず、抑も家子滿籬の黄白あざむく、寧
 ろ真の良朋好友を得たらん、ハ其終身の資益
 老る所果して如何あるべきか

古へ西洋の或る國王其學士「ダモン」を
 死刑に處せんとせし時、「ダモン」ハ其生前に
 家族を別を告げ且家事を處置せん為め、期日
 を定め猶豫を得て其家子歸らんことを乞ひ

けり時其友の「ヒチア
 ス」と云ふ者これ、保
 人とあり若し「ダモン」が
 此儘に遁け去りて再び
 獄に歸らざることあり
 ハ保人が自から代りて
 刑に就くべき事を約せ
 し「ダモン」ハ期日に至
 り果して其言の如く獄
 に歸り自わらとらへれ



子就ま従容とて死す處せられんことを乞ひつゝを國王ハこれに聞き其朋友交誼の厚まに感しダモシの罪を赦して刺へ自わら兩士と交を求めしとそ實は朋友ハ第二の我かりと謂ふへし

又或る人一の真友あり兼て金蘭の交りを為したるが一日この人不幸なして困難の境に陥り衆皆棄て顧りまざる場合に當り此の人頼て真友の許に至り姑らく其身を托せんとまる途中國らに其友に行逢ひ余ハ今不虞の

困難に遇ひたる故君の許に行きて相談をす所あるんと欲まざるなりと語りしは其友の曰く余も亦往きて君を訪ひ君は身事を圖らんとまる途中ありと答へたり請ふ二人は此時の情況を思へ

さりあるらことを是れ成長の後に於て又急難の場合に於て偶々あるべき事にして平時若くハ幼童者に於てハさして要用ある事かれとも他年の所謂良朋好友ハ多くハ竹馬風箏の交りよりして成り立つことあるをいふは初學の

者考うとも今日よりしてこれを辨へ互ひ其
交りを厚くせし況んや幼童の時在りて
既人と交接を多以上ハ其事柄の大小こそあ
れ未だ必しも相扶持資益を多所あきあり
ざるを也

西洋品行論曰或る有名の夫人の言は我幼
かりし時獨居の所ハ慣れ長し之由て損を
為したりし事を思へん痛惜ハ甚へざるあり
他人の交際を為ることハ吾品行ハ勢力を添
へ吾々進行する道路を開き導くの益ありと

小學品行論上篇終

（定例十號）

小學品行論中

館 函 架 號	大日本教育會館			東 斤 一
	第 四 室	五 架	二 冊	